## 随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

(一級河川 尻無川 尻無川水門左岸下流緩衝装置補修工事)

西大阪治水事務所が所管する尻無川水門は、高潮・津波発生時に、迅速かつ確 実な動作が求められる府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

本工事は、尻無川水門左岸下流緩衝装置の補修工事であり、ピニオンギア等の製作・撤去・据付並びに動作確認の一切を実施するものである。

当該設備は、当初設置した業者独自の技術・設計で製作されており、尻無川水門の機構・構造に合わせた固有の設計が行われているほか、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。かつ、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に工事を行わせた場合、一貫した責任と保証を持たせることが困難となる。

以上のことから、本工事を履行できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した三菱重工メカトロシステムズ株式会社より水門事業を継承した、佐藤鉄工株式会社 大阪営業所以外にその能力を有するものがいないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書の徴取を省略し、同社のみより見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。